

提供日 2023/03/31
タイトル 新設電柱の占用禁止対象道路の追加
担当 交通基盤部 道路局道路企画課
連絡先 企画班
TEL 054-221-2938



新設電柱の占用禁止対象道路の追加

新設電柱の占用禁止については、これまで、県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路など、県内で2,007kmを対象道路としていました。

今回、災害時の拠点となる医療施設などへのアクセス道路の電柱新設を抑制するため、令和5年度から、市町地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路など916kmを占用禁止対象道路に追加します。

これにより、新設電柱の占用禁止対象道路の延長は、2,923kmになります。

対象道路

令和4年度まで	県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路など	2,007km
令和5年度から追加	市町地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路など	916km
計	県又は市町の地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路	2,923km

電柱の設置が想定されない道路※1、道路法以外の道路※2を除く

※1 高規格幹線道路、地域高規格道路、有料道路等

※2 一般自動車道（道路運送法）、臨港道路（港湾法）等

（参考）対象物件

新たに地上に設ける電柱

※占用禁止の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

《問合せ先》

（制度に関すること）

静岡県交通基盤部道路局道路企画課 坪井、金子
TEL 054-221-2938

（道路占用に関すること）

静岡県交通基盤部道路局道路保全課 岡田、梅原
TEL 054-221-3338